

特別栽培農産物の表示に係る比較の基準（地域慣行レベル）

平成16年7月策定
（令和元年10月18日改正）

広 島 県

《広島県地域慣行レベルの利用にあたって》

1 品目等の選定及び慣行レベル策定の考え方

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における節減対象農薬や化学肥料の低減に係る比較の基準（地域慣行レベル）については、「地方公共団体が定めたもの又はその内容を確認したもの」とされているが、農産物の品目数は著しく多く、また、農薬や肥料の使用実態は、地域によっても、生産者によっても、更には年次（気象）によっても異なり、または変動するものである。

このような状況から、地域慣行レベルの対象品目と作型（以下「品目等」という。）については、当面、県内で相当程度の生産及び出荷実績を持つ品目等に限定した。また、節減対象農薬の使用回数と化学肥料の使用量については、各品目等における県内代表的産地の気象平準年の栽培実態を想定しカウントした。

このため、対象品目の不足や、地域によっては慣行レベルが実態にそぐわないケースも想定されるので、今後、状況に応じ適宜、品目等を追加する考えであるが、現段階で県の地域慣行レベルに記載のない品目等や、記載があっても栽培実態想定の対象とした県内代表的産地との気象条件の違いなど、妥当な理由により県の慣行レベルを用いることが適当でない場合は、市町の対応（慣行レベルの策定等）によるものとする。

2 カウントの考え方

(1) 対象期間

当該農産物の栽培期間とする。栽培期間とは、ほ場にあっては前作の収穫終了後から、作物にあっては種子・種苗から、収穫・調製までの期間を指す。

(2) 節減対象農薬

ア 栽培期間中に使用される化学合成農薬（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除く）の有効成分の延べ使用回数をカウントする。ただし、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合の入手以前に使用された化学合成農薬（種子消毒剤）、対象病害虫等に直接的効果を持たない増量剤や乳化剤及び加用される展着剤等は除く。

イ 着果促進剤などの成長調整剤で、局所的に重複されずに使用されるものは、1回としてカウントする。

(3) 化学肥料

栽培期間中に使用される化学肥料の窒素分量とする。

特別栽培農産物の表示に係る慣行レベル（広島県地域慣行レベル）

作目区分	品目名	作型等	節減対象農薬	化学肥料	
			使用回数	窒素成分量 (kg/10a)	
穀類等	いね【令和2年産まで適用】		21 (19)	8.0	
	いね（コシヒカリ）【令和3年産から適用】		21 (19)	6.6	
	いね（コシヒカリ以外）【令和3年産から適用】		21 (19)	10.0	
	むぎ		8	10.0	
	だいで		12	4.0	
	そば		2	3.0	
野菜	トマト（ミニトマトを除く）	促成、半促成	49 (47)	39.0	
		普通、雨除け	42 (40)	40.0	
		夏秋長期栽培	42 (40)	54.0	
	ミニトマト	普通、雨除け	41 (39)	40.0	
	ピーマン	普通	28	40.0	
	なす	普通	24 (23)	50.0	
	きゅうり	促成、半促成	57 (55)	60.0	
		早熟、普通	31 (30)	45.0	
		ハウス抑制	20	34.0	
	メロン	早熟、普通	18 (16)	10.0	
	すいか		17 (15)	20.0	
	かぼちゃ		14 (12)	14.0	
	いちご	超促成、促成	43	37.0	
	いんげんまめ、さやいんげん		8	24.0	
	さやえんどう	夏播き	22	10.0	
		秋播き	20	10.0	
	えだまめ		8	7.0	
	とうもろこし（スイートコーン）		10 (8)	22.0	
	アスパラガス（2年目以降）	半促成、露地	21	50.0	
	キャベツ	春播き	12	25.0	
		夏播き	14	25.0	
		秋播き	12	25.0	
	はくさい	春播き、秋播き	11	26.0	
	ひろしまな	春播き、秋播き	10	26.0	
	ほうれんそう	春播き	8 (6)	18.0	
		夏播き	9 (7)	18.0	
		秋播き	8 (6)	18.0	
		冬播き	8 (6)	20.0	
	ねぎ（青ねぎ）		15 (14)	20.0	
	ねぎ（白ねぎ（根深ねぎ））		20 (18)	35.0	
	わけぎ	初夏出し	8 (7)	30.0	
		年内採り	13 (12)	30.0	
		年明採り	14 (13)	30.0	
	にら（各収穫毎）	収穫初回	8	9.0	
		収穫2回目以降	10	9.0	
	しゅんぎく		7	20.0	
	こまつな		6	12.0	
	みずな		7	26.0	
	レタス（非結球レタスを除く）	春播き	10	25.0	
		秋播き	11	25.0	
	非結球レタス	普通、雨除け	13	24.0	
	チンゲンサイ		7	13.0	
	ブロッコリー	春播き、夏播き	11	30.0	
	だいこん	春播き	8	14.0	
		夏播き	13	14.0	
		秋播き	11	14.0	
	にんじん	春播き	10 (7)	23.0	
		夏播き	10 (7)	20.0	
	ばれいしょ	春植え	12 (10)	12.0	
		秋植え	11 (9)	20.0	
	やまのいも		16 (14)	42.0	
	さといも		12 (10)	20.0	
	くわい		6	45.0	
かぶ		6	20.0		
たまねぎ		18	19.0		
かんしょ		8 (6)	8.0		
ごぼう		7	20.0		
れんこん		10	40.0		
にんにく（ジャンボにんにくを含む）		10	25.0		
しょうが		19	30.0		
果樹	うんしゅうみかん	露地	20	25.0	
	中晩かん類	露地	19	43.0	
	レモン	露地	16	43.0	
		施設	25	60.0	
	ゆず	露地	15	29.6	
	びわ	露地	10	27.0	
	ぶどう	雨除け	29	13.0	
	なし（二十世紀）	露地	42	16.0	
	なし（二十世紀除く 西洋なし含む）	露地	34	16.0	
	もも	露地	25	12.0	
	すもも	露地	13	12.0	
	りんご	露地	42	13.0	
	かき	露地	17	16.0	
	いちじく	露地	16	10.0	
	キウイフルーツ	露地	15	14.0	
	くり	露地	11	16.0	
	うめ	露地	12	16.0	
	ブルーベリー	露地	6	10.0	
	特用作物	こんにゃく		11 (9)	10.0
		茶		14	54.0
えごま			2 (0)	1.5	

※（ ）内の数字は、種子消毒等を考慮している品目であって、節減対象農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合における慣行レベル。ただし、「えごま」については「葉」を収穫する場合の慣行レベル。

環境保全型農業直接支援対策に係る慣行レベル（広島県地域慣行レベル）

作目区分	品目名	作型等	節減対象農薬	化学肥料
			使用回数	窒素成分量 (kg/10a)
花き	きく	露地	63	24.0
		ハウス	57	22.0
	りんどう	露地（1年目）	35	9.9
		露地（2年目）	37	14.4
	スイートピー	ハウス	8	37.5
特用作物	いぐさ		18	38.8
飼料作物	とうもろこし（飼料用）		4	18.0
	ソルガム		3	20.0
	WCS用稲		13 (12)	11.1
	イタリアンライグラス		3	18.0
	飼料用米		14 (13)	12.0

※特別栽培農産物の表示に係る慣行レベルに当該品目を加え作成する。